

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年にチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

（1）伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）



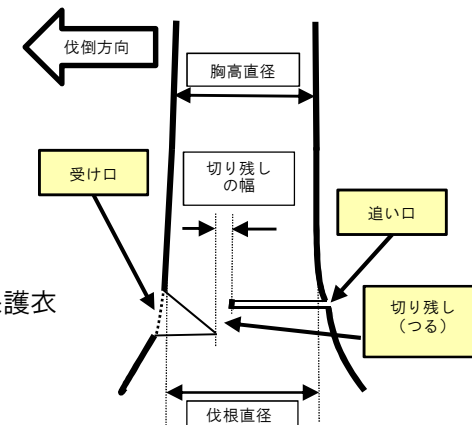
（図1）下肢の切創防止用保護衣

（2）チェーンソーの選定、取扱い方法等

（3）伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

（4）伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。



（図2）受け口、追い口等の関係図

（5）伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

（6）かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

- ①かかっている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、④かかり木の枝切り

なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであると言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。